令和７年６月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みのお知らせ

平素は、当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当組合では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記のとおり、取扱いを実施させていただきます。

記

１．当座預金の新規口座開設の停止

令和７年７月３１日(木)を以って、当座預金の新規口座開設を停止させていただきます。
なお、すでに開設済みの当座預金につきましては、引き続きご利用いただけます。

２．代金取立手形通帳の廃止

令和７年７月３１日（木）を以って、代金取立手形通帳の新規発行を廃止させていただきます。なお、すでに使用中の代金取立手形通帳につきましては、引き続きご利用いただけます。

３．電子的な決済方法への変更推奨

手形・小切手に代わる決済方法として、「個人向けインターネットバンキング」や「法人向けインターネットバンキング」（でんさいを含む）への変更をご案内しております。
ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

４．手形・小切手の全面的な電子化について

２０２１年６月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「５年後の約束手形の利用廃止に向けた取組みの促進」、「小切手の全面的な電子化」が掲げられたことを受け、全国銀行協会では「２０２６年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しました。
このような背景を踏まえ、当組合では「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、「当座預金の新規口座開設の停止」、「電子的な決済方法への変更推奨」等を実施するものです。

群馬県信用組合